

学生支援の現状と課題

—学生を支援・活性化する取り組みの充実に向けて—

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部

大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチーム中間報告書

はじめに

近年、社会や学生からの多様なニーズに対応するため、大学教育の質の保証の観点から学生支援の充実が求められています。

このような状況の下、大学等における学生支援の現状・ニーズ等を把握するとともに、その調査・分析結果を大学等に対して適切に情報発信することにより、大学等における学生支援体制の整備・充実を図る上での参考に資する、という趣旨で、当機構において、昨年10月に「大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチーム」を設置いたしました。

本書は、当該プロジェクトチームのメンバーが、当機構において実施した調査、報告書等を材料に当該プロジェクトメンバーがそれぞれの視点において、学生支援に関する各テーマについて、レポートいただいたものを中間報告として、とりまとめたものです。また、学生支援をさまざまな視点で捉えるという観点から、立命館大学の木野先生、岡山大学の橋本先生に当該メンバーによる会議に、特別にご講演いただいた内容についても併せて掲載しております。

ついでには、本書が、大学等において学生支援を推進する中で、ご参考・ご利用に供せられますようお願いしております。

平成22年3月31日
独立行政法人日本学生支援機構

目 次

第1章 調査研究

1. 本研究の課題と意義
「本調査研究の課題と意義」
藤江 陽子（日本学生支援機構）…………… 7
2. 組織等
「学生支援のための学内組織」
川島 啓二（国立教育政策研究所）…… 11
3. 学生相談
「学生相談の現状と課題 全国調査データの比較と訪問調査を中心に」
小島 佐恵子（北里大学）…………… 29
4. 修学支援
「学習支援 ー学生支援的アプローチの学習支援とは？ー」
小貫 有紀子（九州大学）…………… 41
5. 就職・キャリア支援
「大学等における就職・キャリア支援の現状と課題」
望月 由起（横浜国立大学）…………… 53
6. 学生リーダー・SA
「学生リーダーシップ養成とスチューデント・アシスタント活用に関する考察
～学生支援とピア・エデュケーションの視点から～」
秦 敬治（愛媛大学）…………… 67
7. 特別な支援を必要とする学生への支援
「障害学生支援に関する現状、研究動向と課題」
沖 清豪（早稲田大学）…………… 77
8. 学生支援への職員の係わり方
「学生支援への職員の関わり方」
田中 岳（九州大学）…………… 89
9. 学生支援の評価
「学生支援の評価 実践および研究上の課題」
串本 剛（東北大学）…………… 99
10. 総括
「学生支援の現状と課題 ～学生を支援・活性化する取り組みの充実に向けて～」
川島 啓二（国立教育政策研究所）…… 109

参考資料

1. 大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチームメンバー…… 121
2. 大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチームの設置について
…… 123

調 査 研 究

本調査研究の課題と意義

日本学生支援機構学生生活部長 藤江 陽子

1. 本調査研究チーム設置の趣旨

本調査研究は、独立行政法人 日本学生支援機構(以下「機構」という)において、大学等の学生支援の取組状況を調査・把握し、その分析結果を大学等に対して適切に情報発信するために、学生支援を俯瞰することができる外部有識者による調査研究チームとして、国立教育政策研究所の川島啓二高等教育研究部総括研究官をチームリーダーとする8名のメンバーをお願いし、平成21年10月に開始したものである(設置要綱・メンバー 別添参考資料参照)。

ユニバーサル段階を迎えた高等教育の中で、大学等においていかに学生支援に取り組むのか、あるいは学生支援の取組みにより、いかに学生生活に教育的インパクトを与えるのか、学生支援をどう位置づけるのかますます重要性を帯びてきている。

こうした中、機構が学生支援を先導する「ナショナルセンター」として、各大学等で実施している学生支援策の取組状況を的確に把握し、必要な情報を提供していくことは機構の使命であり、大学等による学生支援の取組みの充実が求められている時代のニーズにも叶うものとする。

機構は、平成16年に学生支援事業を総合的に行う独立行政法人として発足した。奨学事業、留学生事業、学生生活支援事業の三本を柱とし、文科省からも多くの事業を引き継ぎ、学生支援のナショナルセンターとしての役割が期待された。

そのうち、学生生活支援事業としては、①大学等教職員に対する研修事業、②情報収集・提供事業、③障害学生の修学支援事業の三つの事業を実施し、それぞれ実績を積んできた。また、文科省の実施する「新たな社会的ニーズに対応する学生支援プログラム(学生支援GP)」等の審査・成果普及も担当してきた(下記「(参考)」参照)。

機構発足以来5年を過ぎ、そうした事業を通じて蓄積された成果を整理・分析し、学生支援の現状の一端を少しでも体系化された形で、提供していくとともに、今後の方向性を考える視点を提供することとしたいというのが、本調査研究の趣旨である。

折しも平成21年度5月には、中教審大学分科会の下「大学教育の検討に関する作業部会」に「学生支援ワーキンググループ」が設置され、大学等の質保証の観点から、学生支援を取り上げて議論を開始した。平成11年に、文部省(当時)の調査研究協力者会議が、学生中心の大学の在り方について議論、「大学における学生生活の充実方策について(報告)ー学生の立場に立った大学づくりを目指してー」との報告(いわゆる「広中レポート」)を行ったが、学生支援について正面から審議会等でとりあげたのはそれ以来であり、そこでは、学生支援が「教育・研究を支える重要な機能」として位置づけられた。

このことは、学生支援が大学改革の中で、重要な位置づけを占めるものと重視されてきたことの証とも言えようが、一方、学生支援とは何かということに明確な回答が

あるわけではなく、大学組織の中で、共通の理解があるとは言えない状況である。

本調査研究は、機構でこれまで実施した事業における蓄積を中核としつつ、学生支援についての各大学等による取組みの中から、「学生支援」の姿を、様々な角度から分析し、示していこうというものであるが、前段のような背景も踏まえ、そうした作業を行いつつ、そもそも「学生支援とは」という根本の問題も並行して議論していくこととした。

2. 本調査研究で設定した課題

上記「1」で述べたように、本調査研究は、これまで機構で蓄積してきた成果、各大学等での取組み事例などをもとに、いわば帰納法的に、学生支援の今と、今後の方向性を分析しようとするものである。

本来であれば、そうした成果や取組みなどを総合的に取り上げることを通じ、「学生支援」とは、という課題に体系的に迫っていくことが望ましいのかもしれないが、「学生支援」が、学生の学習、生活の非常に多岐に亘る局面に関わるものであり、それぞれ関与の性格等が異なること、また、本調査研究チームの調査研究期間が、平成21年10月からの半年弱という限られたものであることから、本調査研究においては、各大学等における現在の学生支援の諸取組みの中で、それぞれの大学である程度共通の課題と考えられる課題を8つ設定し、それぞれを一人のメンバーが担当し、そのメンバーの視点から分析するという形をとった。

8つの課題とは、以下のとおりである。

- ①学生支援のための学内組織、②学生相談、③修学支援、④就職・キャリア支援、
- ⑤学生リーダー・SA、⑥特別な支援を必要とする学生への支援、
- ⑦学生支援への職員の係わり方、⑧学生支援の評価

学生支援のための各大学等の体制や、職員の問題、そして学生支援の諸領域の中で、学生が多様化する中でますます重要となってきた学生相談、就職・キャリア支援、特別支援の領域、学生支援の中で新しい動きとして、取り組まれつつある、学生が学生を支援する形の一つとしての学生リーダー・SA、そして、学生支援の評価という8本である。

もちろん、特にこの経済状況が厳しい中、「経済支援」も学生支援の非常に重要な課題であり、また、留学生30万人計画が進行する中、「留学生支援」も喫緊の課題ではあるが、これら経済支援(奨学金)、留学生支援については、今回は対象とはしていない。

また、上述のように、これらの課題の整理・分析の根底には、学生支援とは、という問題意識とその方向性を探りたいという思いがあり、そのための各メンバー等による意見交換等も併せて行うこととした。

3. 検討の経緯

調査研究チームは、以下のとおり、平成21年10月から、平成22年3月までの間に、以下のとおり、4回の会合を行った。

第1回(平成21年10月28日(水)) 検討課題等についての意見交換

第2回（平成22年1月5日（火）） 各課題についての中間報告

第3回（平成22年3月5日（金）） 小貫チームメンバーによる「学生支援」についての発表と意見交換、及び各課題についての中間報告

第4回（平成22年3月25日（木）） 大学での取組みについての講演（立命館大学木野教授、岡山大学橋本教授）と意見交換

以上のうち、第3回、第4回については、各大学での取組みをも踏まえつつ、「学生支援とは」という根本の問題も併せて検討していくという観点から設定したものであり、本報告書の中に、その際の発表・意見交換の概要を収録した。

なお、「2」で述べたとおり、設定した8つの課題について、それぞれ一人のメンバーが担当し、そのメンバーの視点から分析するという形を中心として調査研究を進めており、調査研究の大きな部分は、個人による分析を基本としている。

これら個人による分析に当たっては、基本的な資料として、下記の「(参考)」にあるような、機構が実施している各調査や研修会の報告書等を提供したが、それらをどう活用するか、あるいはそれ以外にどのような資料等を参考とするかは、研究者それぞれで検討した。また、各大学等への実地調査なども併せて行った。

4. 本調査研究の意義と今後の課題

以上述べてきたように、本調査研究の趣旨は、機構が蓄積してきている各大学等での学生支援についての取組み状況等の情報について、8つの課題を設定して整理・分析し、大学等に利用しやすい情報源となるよう提供することであり、これまで、分析が必ずしも十分ではなかったこれらの情報について、各課題ごとに、概況や、先進的な取組み、今後の方向性や課題等を示した。一つの研究の中で、学生支援について、様々な角度からのアプローチを試みたという点では、意義のあるものと考えている。最後に、チームリーダーである川島国立教育政策研究所総括研究官が、「学生支援の現状と課題」と題して総括も行っている（本報告書第1章10参照）。そこでは、大学全体の教育デザインと連動した学生支援の意義付けが求められていると述べている。

こうした分析を通じ、各大学における取組みや今後の方向性について、何らかの示唆を得ていただければ幸いである。

ただし、基本的には、前述のとおり、担当メンバー個人々の視点、方法に基づき分析を行ったものである。また、今年度は実施期間も限られていたことから、各課題・全体について、数回の意見交換は行ったが、メンバー全員で十分議論を深めるところまでは至っていない。

更に、各課題について分析していく中では、メンバーから、これまでの機構等で実施してきた調査に加え、把握したいと考える事項などについても提示がされた。

機構としては、来年度も本調査研究を継続する予定であり、各課題についてのより深い分析や、そうした分析を踏まえた調査、そして本調査研究が並行して意識している「学生支援とは」という根本問題についての更なる検討を行っていきたいと考えている。

そうした意味で、本調査研究はまだ道半ば、あるいは緒についたばかりのものであり、各大学の教職員の方々や、学生支援に携わるの方々から、ご意見や、参考となる情

報等をいただければありがたいと考えている。

なお、最後に、ここに収録された各課題についての分析は、各メンバーの視点・方法で行われたものであり、機構の組織としての見解を示すものではないことをお断りしておく。

(参考) 機構で行っている主な学生生活支援事業

機構では、学生生活支援事業として、①大学等教職員に対する研修事業、②情報収集・提供事業、③障害学生の修学支援事業の三つの事業を実施し、大学等が行う学生生活のサポート活動を支援。

① 大学等教職員に対する研修事業

i)学生相談領域、ii)就職・キャリア支援領域、iii)留学生修学支援領域、iv)障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域の4領域で、11種類、29カ所で研修を実施(平成21年度実績)

② 情報提供収集・提供事業

i)情報収集(調査研究)

「大学等における学生支援の取組み状況調査」(平成20年度実施、不定期)

「大学等におけるボランティア関連調査」(平成20年度実施、1回/3年程度)

「大学における学生相談体制の充実方策について」(調査研究協力者会議報告書、平成18年報告)

ii)情報発信

・学生支援情報データベース

・「大学と学生」(月刊誌)の発行

・全国就職指導ガイダンス(年2回、東京及び神戸)の開催

③ 障害学生の修学支援事業

i)障害学生修学支援ネットワークの整備(全国9拠点校、3協力機関によるネットワークにより相談事業等を実施)

ii)各種調査研究の実施

「大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(平成17年度から毎年実施)

iii)情報提供

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成21年度)、「障害学生支援についての教職員研修プログラム」(平成21年度)など、調査研究を踏まえた冊子等の提供

④ その他:学生支援GP等の審査・成果普及事業

文科省の実施する「新たな社会的ニーズに対応する学生支援プログラム(学生支援GP)」(平成19年度、20年度採択)、大学教育・学生支援推進事業(学生支援推進プログラム、就職支援推進プログラム)(平成21年度採択)の審査・成果普及(意見交換会の開催、報告書の作成)

学生支援のための学内組織

国立教育政策研究所 川島 啓二

1. 本稿の視点と学生支援のための学内組織の概況

学生支援というものが、もともとは、それぞれの事情に基づく特定の支援を必要とする学生に対する制度的・目的的な支援活動であるとするならば、その支援サービスを提供する組織というものも、学生が抱えている「事情」や「課題」によって異なってくるのが本来的な在り方といえよう。それぞれの課題についての専門的な知見やスキル、さらには専門家の関わりによって、課題解決の方向性が示され、実際の支援サービスも提供されるという構図である。それゆえ、学生支援組織の現状と課題を分析・検討しようとする場合、全般的な分析・検討のみならず、学生相談、就職支援といった課題領域ごとについて、その支援組織の現状と実態を検討することになる。

しかしながら、学生支援の現代的課題という観点からは、現代の学生が抱えている構造的な問題や学生の気質、さらには大学教育改革が求める学習や学生の成長の在り方から、関連する様々な要因が複雑に交差しており、学生支援をトータルに捉えなければならない局面も出てきている。よって、学生支援の総合化といった観点からも、学生支援組織の在り方が次に検討されなければならない課題となってきた。

2. 学生支援組織の全般的設置状況

図2-1は、平成20年度の日本学生支援機構（JASSO）による調査（「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」）で、修学支援、学生相談、就職支援、経済的支援、生活支援、課外活動支援、障害学生支援、留学生支援の8つの課題領域ごとに、それを担当する組織の有無を尋ねた結果（設置している大学の実数と設置率）を国公立という設置者別に示したものである。学生相談の領域においては国公立ともに90%前後の設置率、障害学生支援の領域においては70%弱の設置率と、課題領域によって多少差はあるものの、概ね高い設置率となっている。設置者による差は、留学生支援の領域において、国立が87.0%の設置率であるのに、公立は58.1%とその差が大きなものとなっている。

また、予算措置がなされている組織は、2296組織のうち1700組織、規定等があるものが2296組織のうち1984組織となっており、こと組織設置と基本的体制の構築については概ね整備が進んでいると言ってもよい。

JASSOによる調査の回答を詳細にチェックしてみると、学生支援のための組織として、委員会、会議、部会、審議会、協議会といった語尾の名称になっている組織名が少なからず認められた。これらは学生支援のためのサービスを具体的に提供しているのではなく、その方針や企画といった制度設計や規程類の整備を行っているものと考えられるので、それら委員会等を除去して再集計したものが図2-2である。当然のことながら、設置大学数・設置率は下がっているが、委員会等を除く前との顕著な違いは、設置者による差が明瞭に認められる点である。特に公立大学における設置大学数・設置率が、8領域すべてにおいて非常に低いことが特徴的である。国立大学と私立大学との差も、留学生支援、学生相談、就職支援、修学支援といった領域で大きくなっている。

学生支援組織の設置状況と大学の規模との関連を見るために、設置状況を学部数別に集計整理したものが図2-3である。学部数による大きな違いがみられた領域は、障害学生支援、留学生支援の2領域であり、特定の学生を対象とする領域においては、小規模大学においては支援活動を十分に展開できていない事情を窺わせる内容になっている。

学部数別による相違について、委員会等の組織を除去したものが図2-4である。ここでも設置者別の集計と同様、学部数による差が顕著になっている。8領域すべてにまたがって、「4学部以上」「2～3学部」「1学部」の順に設置率が並んでおり、学生支援サービスを実際に進めていく上においては、規模の問題が小さからぬ影響を与えていることを示唆している。

各大学が、学生支援組織（委員会等を除く）によって（複数の場合もある）、8つの課題領域のうちいくつをカバーしているか、その領域数ごとに大学数とその割合を示したものが図2-5、図2-6である。8領域すべてをカバーしている大学が最も多く、国公私立を合わせると181大学、7領域をカバーしている大学は77大学、6領域をカバーしている大学は46大学であり、これらを合わせると304大学になり、調査対象大学607大学のほぼ半数に及ぶことになる。学生支援が現在注目される中で、この数字を高いと見るか低いと見るかは議論の分かれるところかも知れないが、大学全体の1割以上が委員会組織等以外での学生支援対応をしていないという事実は留意されてしかるべきであろう。公立大学においては、その割合は半分近くにも及ぶ。設置者別の設置率をみると、国立大学を私立大学とでは大きな差はないものの、公立大学のカバー率が低いことが目立つ。

図2-1. 学生支援組織の設置状況（設置者別）

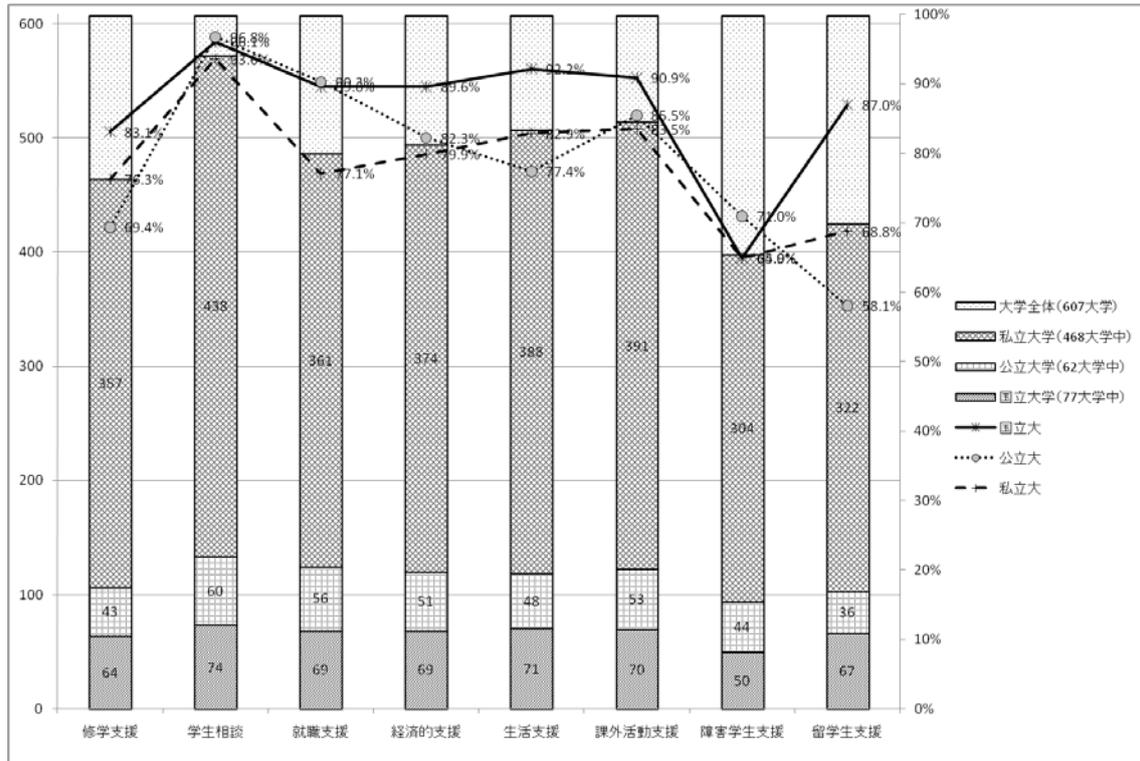


図2-2. 学生支援組織の設置状況（設置者別、委員会等を除く）

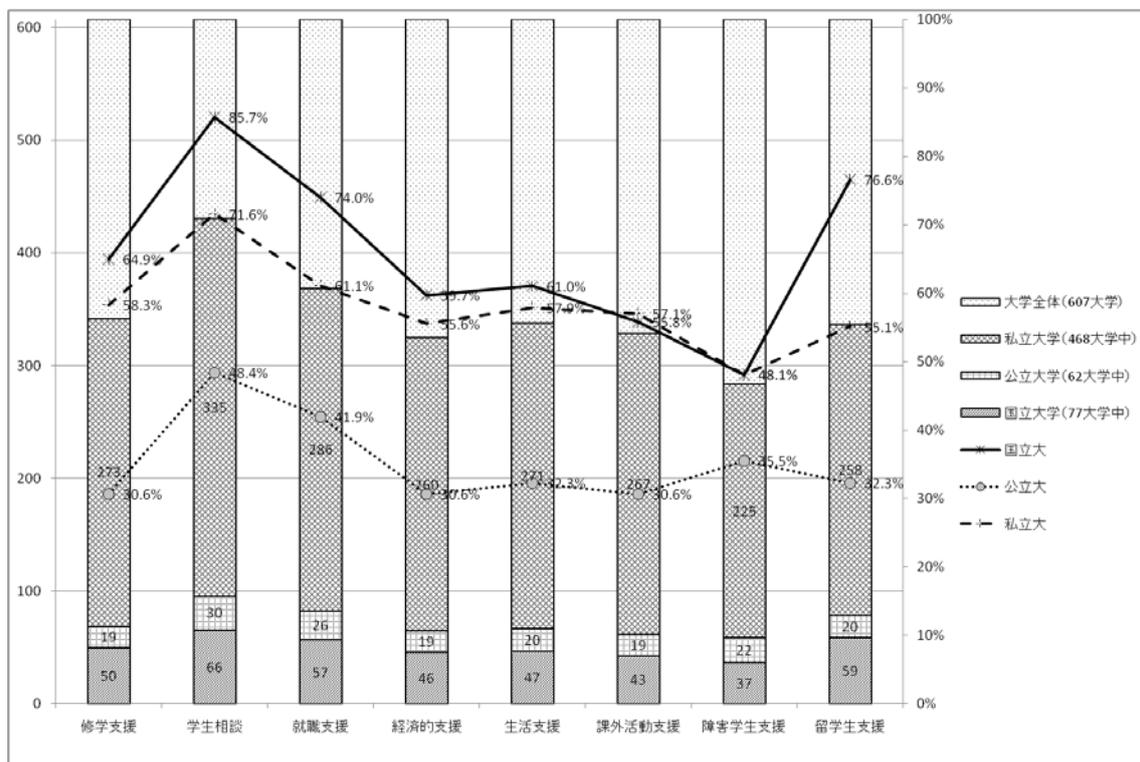


図2-3. 学生支援組織の設置状況 (学部数別)

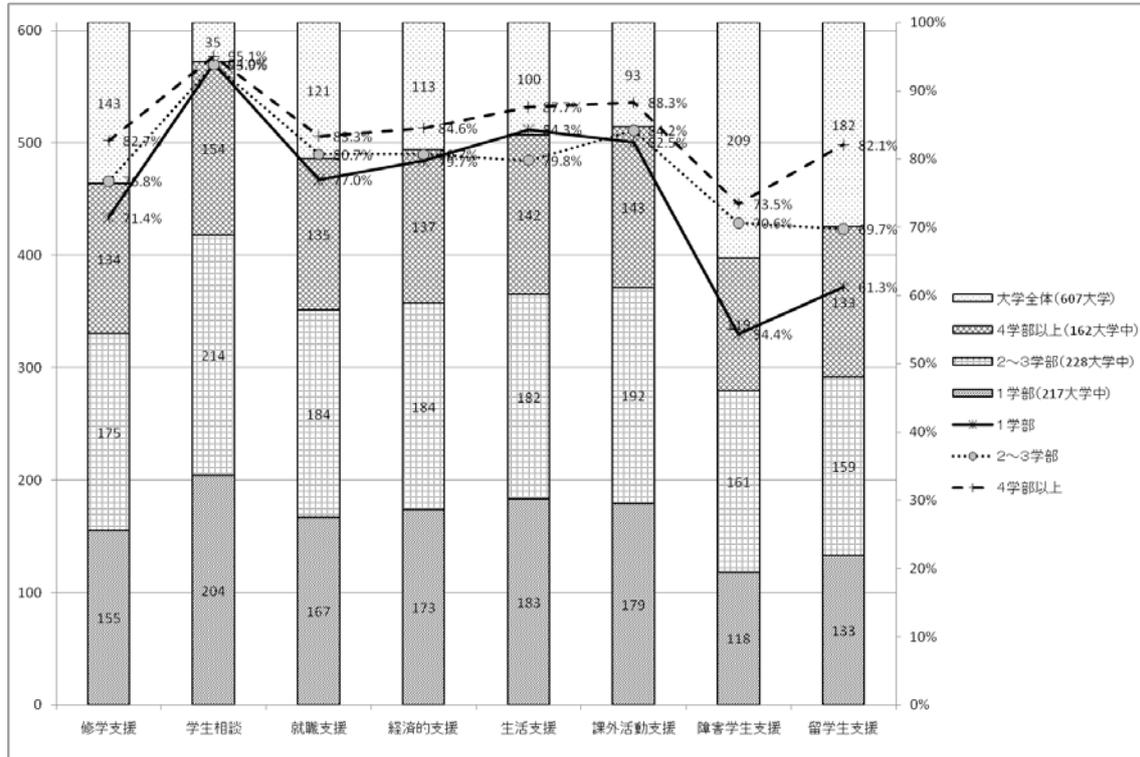


図2-4. 学生支援組織の設置状況 (学部数別、委員会等を除く)

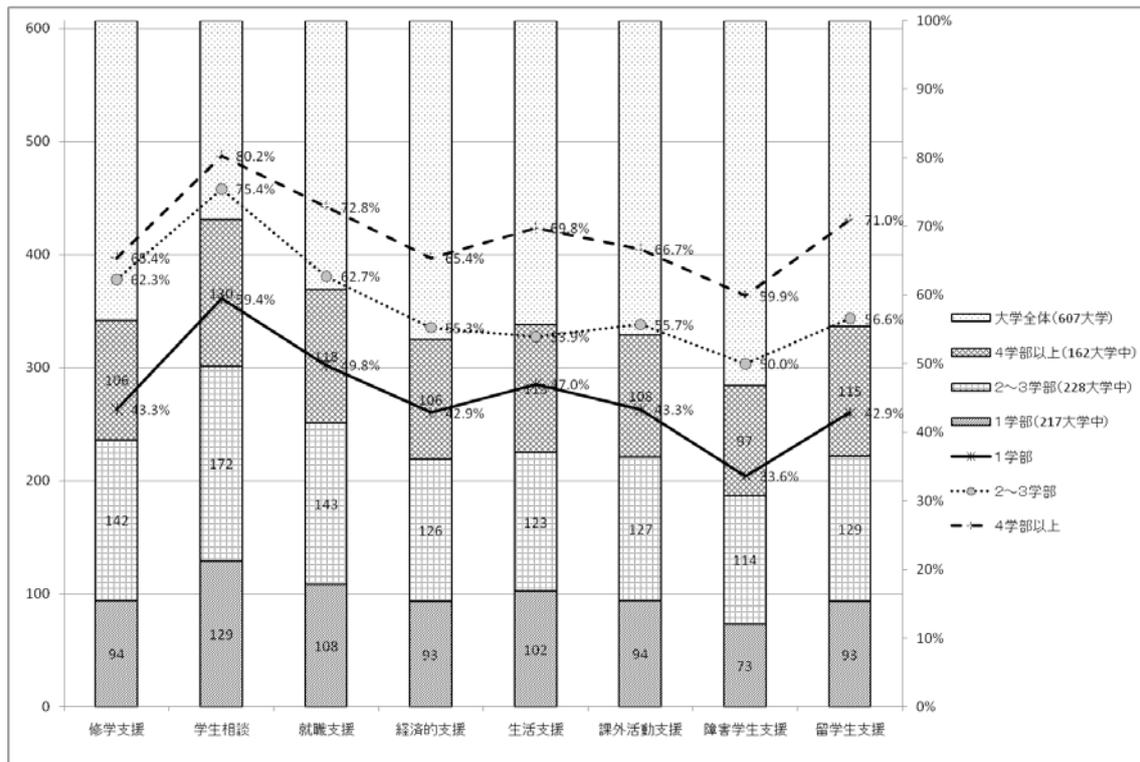


図2-5. 対応課題領域ごとの大学数（設置者、委員会等を除く）

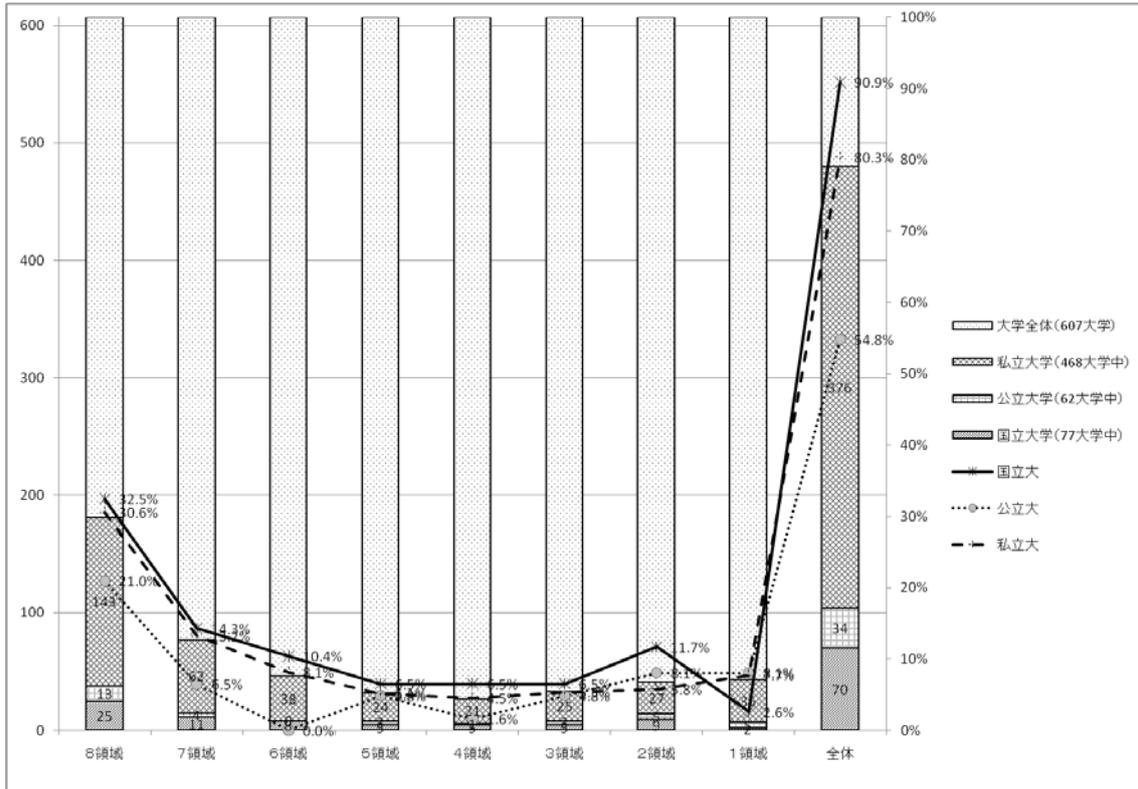
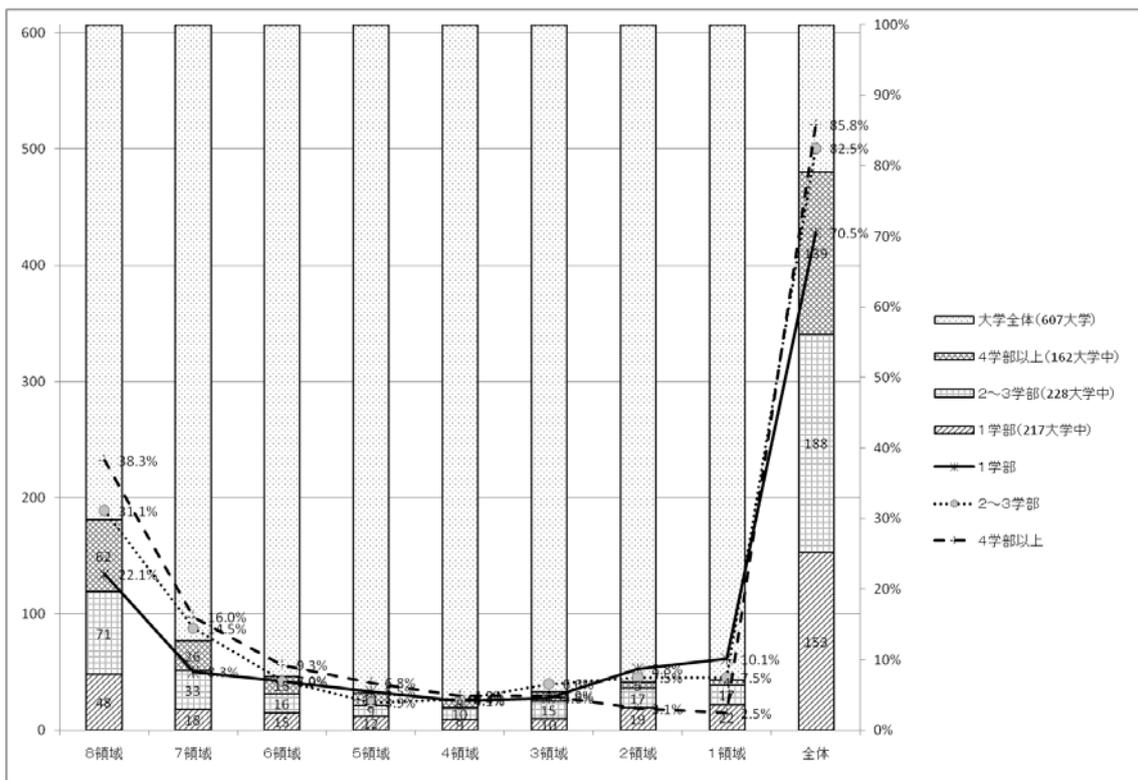


図2-6. 対応課題領域ごとの大学数（学部数別、委員会等を除く）

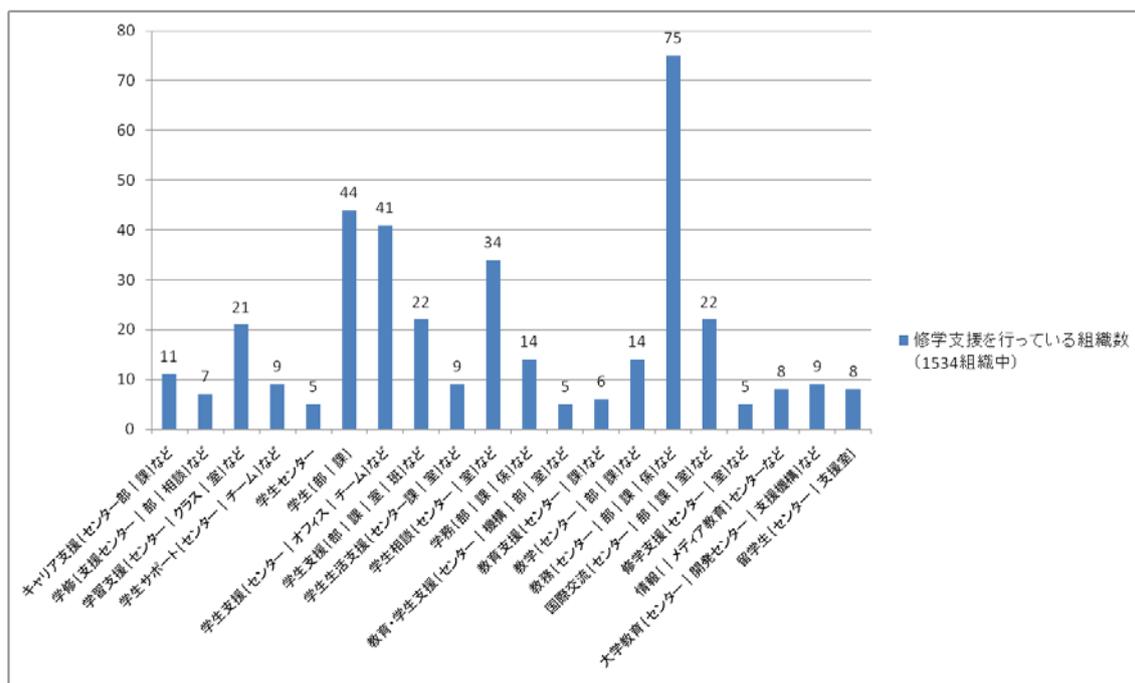


3. 課題領域ごとの学生支援組織の現状

次節において詳述することになるが、学生支援組織は、多くの大学において、一つの組織が複数の課題領域を担当するようになってきている。よって、本節において述べる課題領域ごとの学生支援組織の状況は、そのことを前提とした上で、課題領域ごとの特徴を素描することとする。

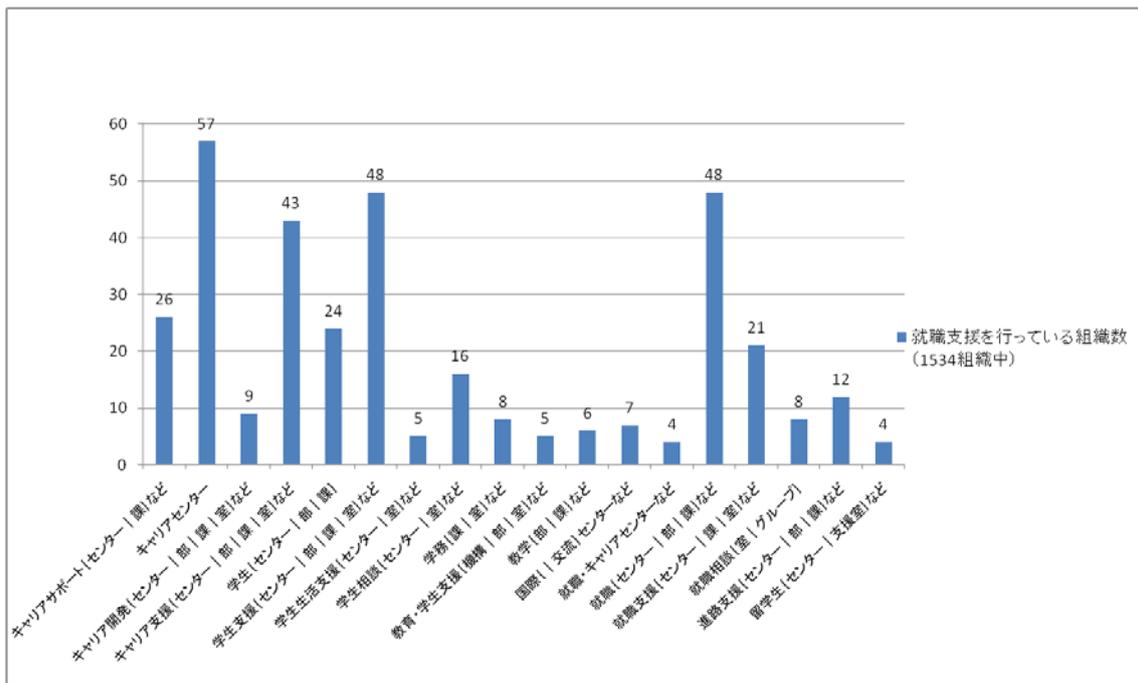
1) 修学支援

下図は、平成20年度JASSO調査において、学生支援組織の設問において回答された組織のうち、委員会、会議、部会、審議会、協議会といった語尾の名称になっている組織名を除いた1534組織を、修学支援に関わるカテゴリで整理・分類したものである。教務系の組織と考えられるものが、教務{センター|部|課|係}など75組織、教学{センター|部|課}など14組織、学務{部|課|係}など14組織で、計103組織。学生担当・学生支援系組織と考えられるものが、学生支援{センター|オフィス|チーム}など41組織、学生支援{部|課|室|班}など22組織、学生{部|課}44組織、学生センター5組織、学生サポート{センター|チーム}など9組織で、計121組織であった。それに対して、修学支援に特化もしくは重点を置いていると考えられるものが、学習支援{センター|クラス|室}など21組織、学修{支援センター|部|相談}など7組織、修学支援{センター|室}など5組織で計33組織となっており、修学支援プロパーの組織はそれほど多くはないと考えられる。



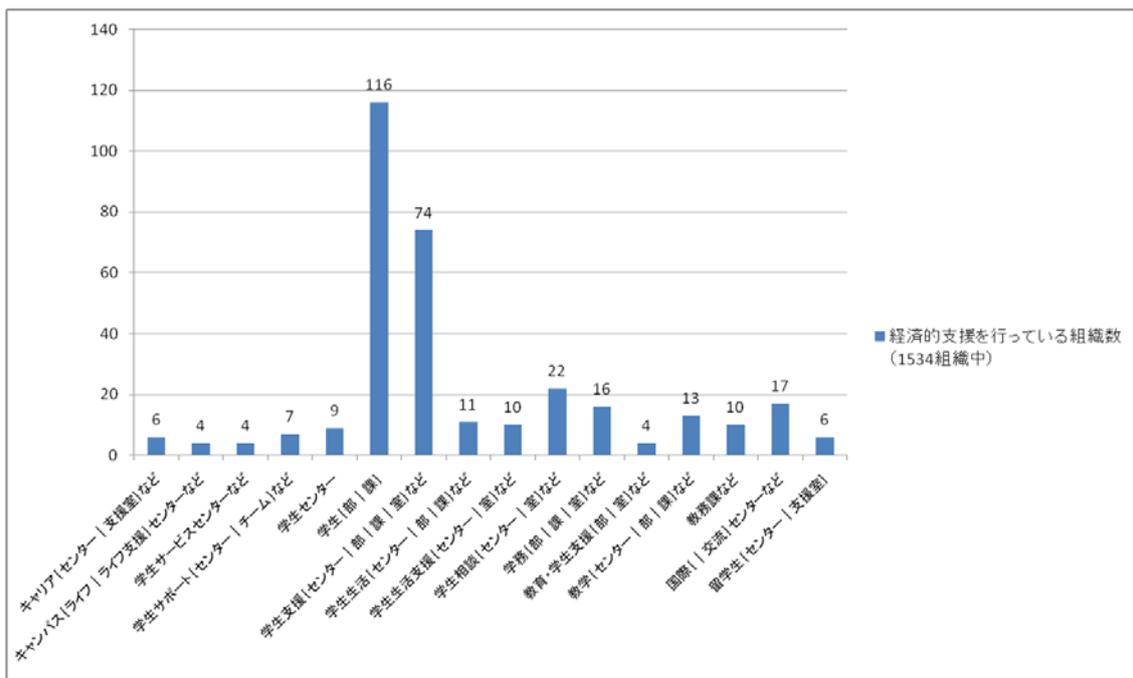
3) 就職支援

「キャリア」を組織名に冠するものが、キャリアサポート {センター | 部 | 課} など26組織、キャリアセンター57組織、キャリア開発 {センター | 部 | 課 | 室} など9組織、キャリア支援 {センター | 部 | 課 | 室} など43組織で、計135組織。「就職」「進路」を組織名に冠するものが、就職 {センター | 部 | 課} など48組織、就職支援 {センター | 課 | 室} など21組織、就職相談 {室 | グループ} 8組織、進路支援 {センター | 部 | 課} など12組織で、計89組織となっている。また、学生支援総合系と目されるものが、学生 {センター | 部 | 課} 24組織、学生支援 {センター | 部 | 課 | 室} など48組織、学生生活支援 {センター | 室} など5組織で、計77組織となっており、本領域の特徴がよく出てはいるが、学生支援総合系組織における就職支援活動も少なくない実態がうかがえるものとなっている。



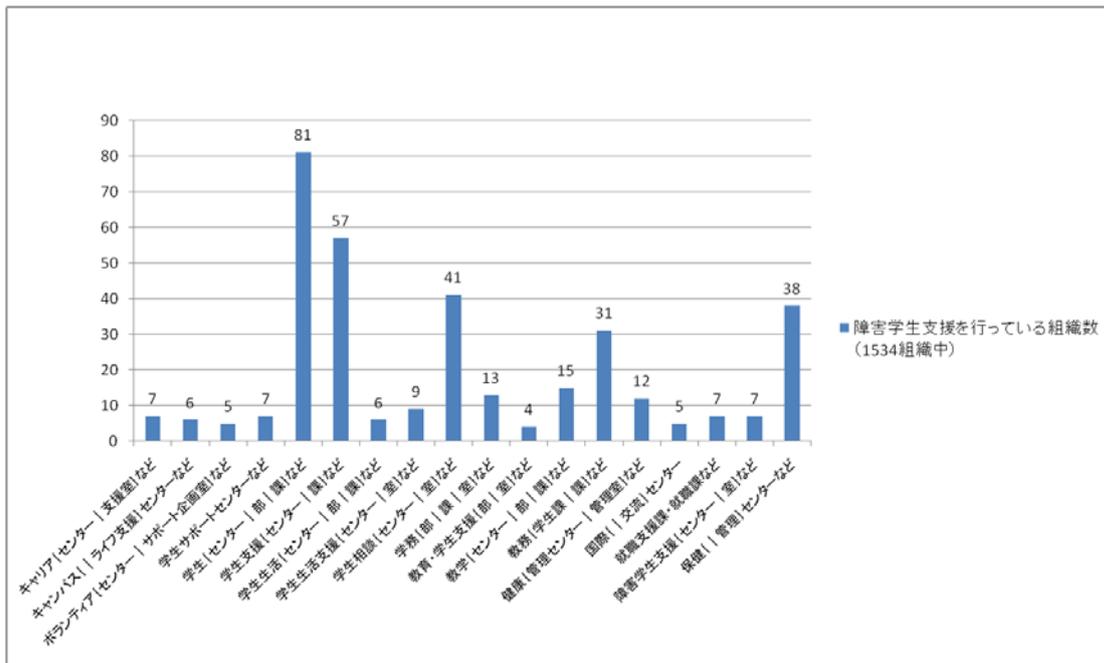
4) 経済的支援

経済的支援の領域については、その担当組織の傾向は明瞭である。学生 {部 | 課} が 116 組織、学生支援 {センター | 部 | 課 | 室} などが 74 組織となっており、その他の組織も学生担当系の事務組織や学生支援総合系の組織が大半である。本調査においては活動内容の実態が明らかではないので予断はできないが、経済的支援サービスが、これらの組織の中でどのような機能を果たしているのか、つまり経済的支援がそもそも本来的にこれらの組織の担当であるからということだけなのか、これらの組織が担当する他の領域との連携や協力が図られているのかなどが問われよう。



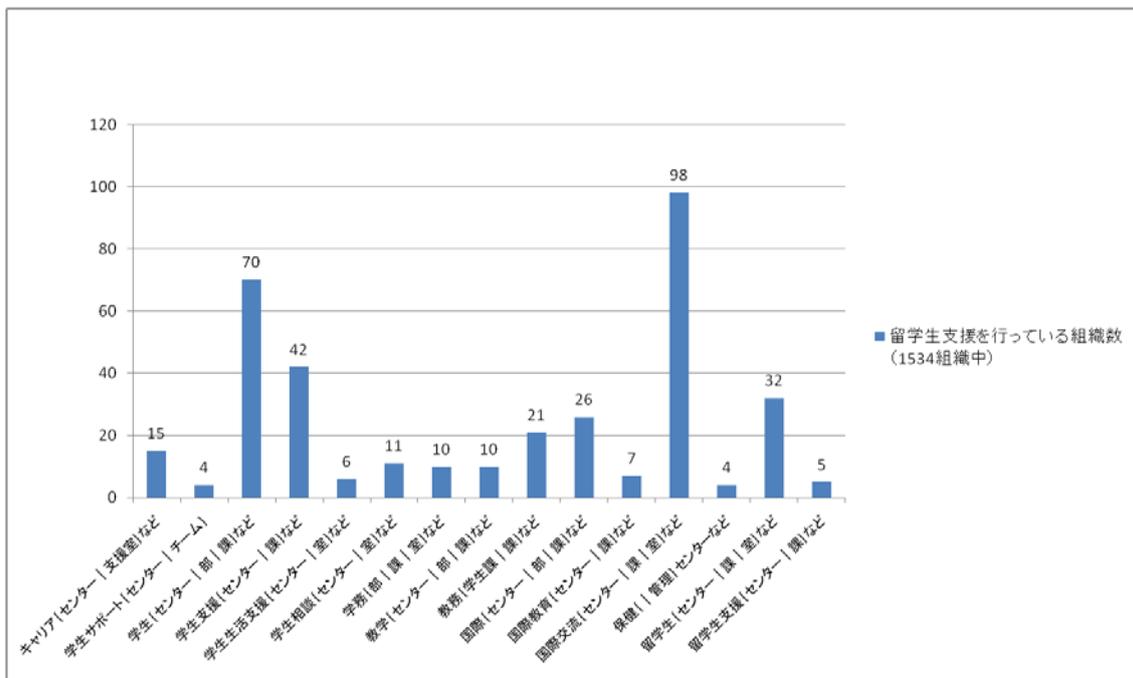
7) 障害学生支援

障害学生支援を担当する組織については、学生 {センター | 部 | 課} などが81組織、学生支援 {センター | 課} などが57組織となっており多数を占めているが、学生相談 {センター | 室} など41組織、保健 { | 管理} センターなど38組織、となっており、当該領域の課題性を反映しているといえるのかもしれない。



8) 留学生支援

留学生支援の領域については、国際交流 {センター | 課 | 室} などが98組織であるのは当然としても、学生 {センター | 部 | 課} などが70組織、学生支援 {センター | 課} などが42組織となっており、留学生支援に特化していない（と思われる）組織においても、支援活動が営まれている。留学生 {センター | 課 | 室} など32組織、留学生支援 {センター | 課} など5組織で計37組織というのは、いささか少ない印象を受ける。留学生という支援対象による組織の性格規定ではなく、国際交流というより広い活動内容によって対応組織の在り方を考えていこうとする考え方がそこにあるのかもしれない。



4. 多領域対応型の学生支援組織

本稿が分析の対象としている各大学の学生支援組織（委員会等を除く）は、8つの課題領域のうちいくつを担当しているのか。数ある多様な学生支援組織を集計・整理してみると、8領域すべてを担当している学生支援組織は58組織、7領域を担当している学生支援組織は75組織、そして、6領域を担当している学生支援組織は83組織を認めることができる。これらを合わせると216組織になり、ここで、6領域以上を担当している学生支援組織を多領域対応型の学生支援組織と仮に呼ぶとすれば、組織数と大学数との比較で多少のズレがあるとしても、調査対象大学607大学のおおよそ三分の一が多領域対応型の学生支援組織を設置していることが推測される。その具体的な名称をみても下図のとおり、学生支援総合系の組織が多いことがわかる。

図4-1. 8領域対応の学生支援組織の主な名称とその数

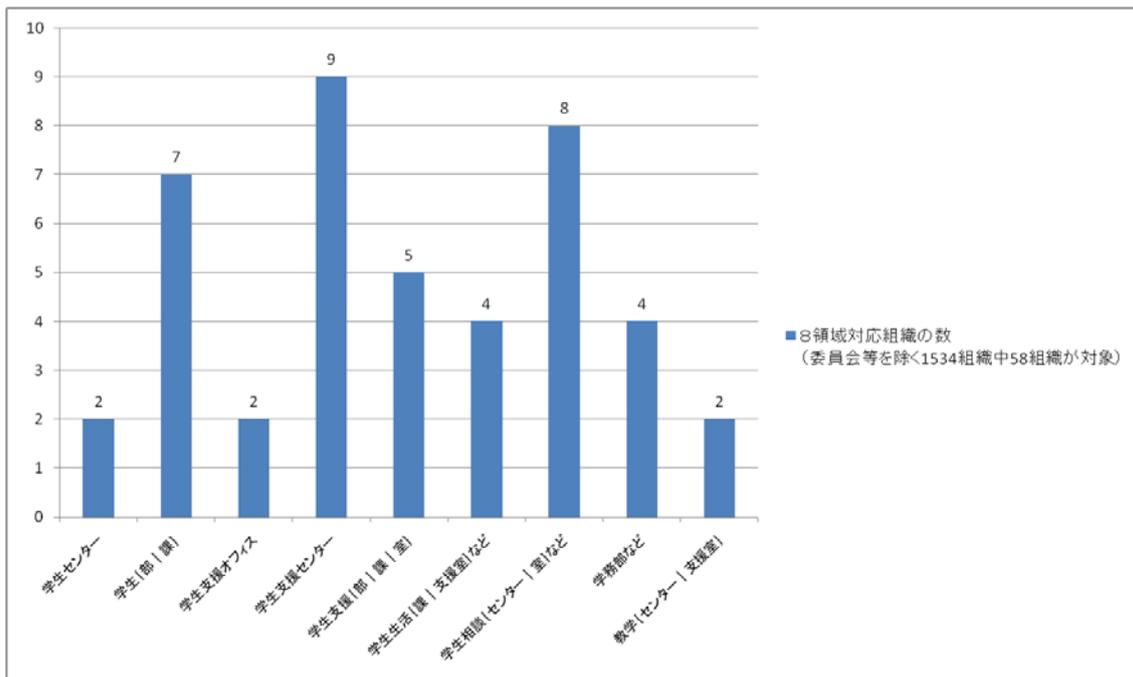


図4-2. 7領域対応の学生支援組織の主な名称とその数

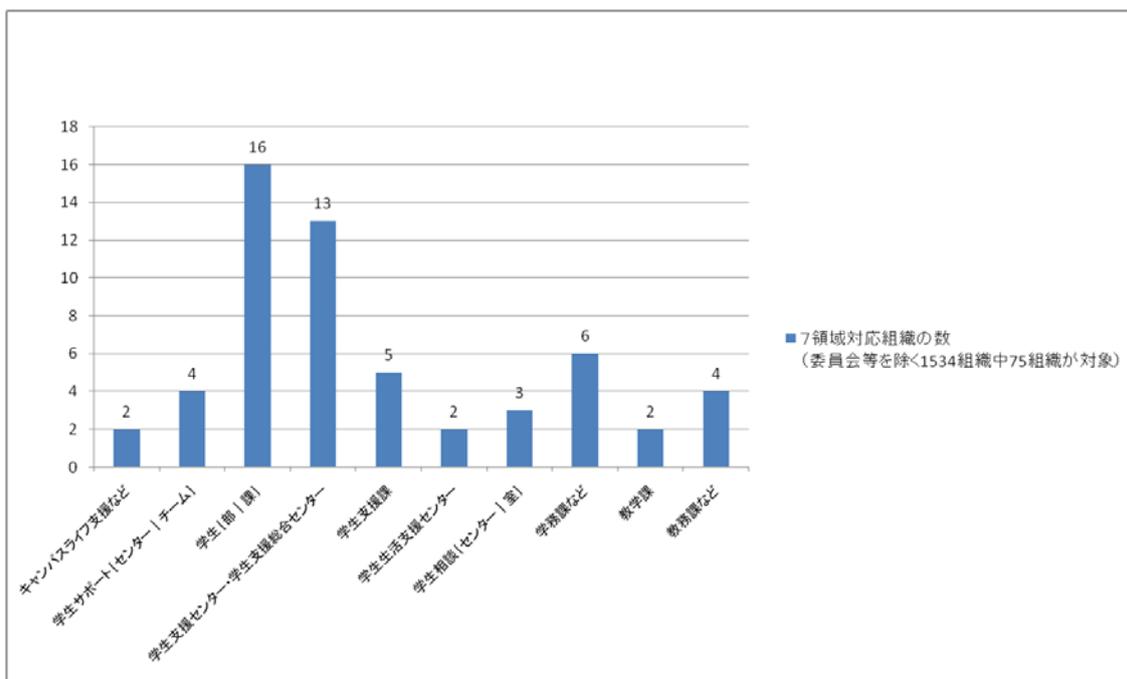
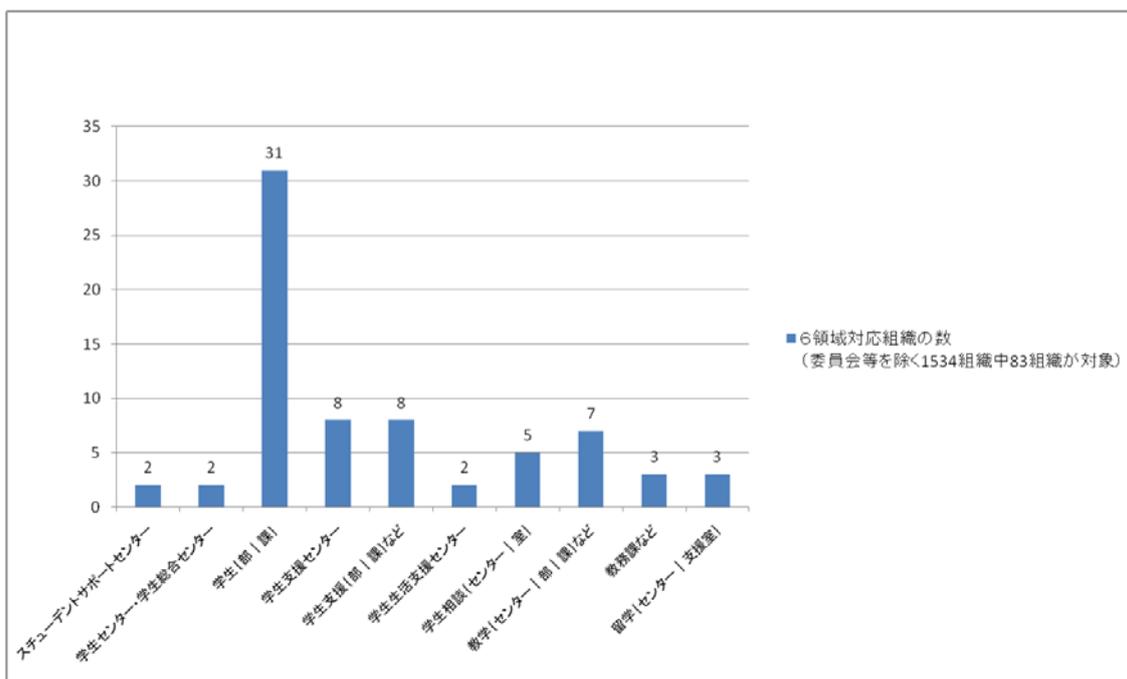


図4-3. 6領域対応の学生支援組織の主な名称とその数



5. 学生支援の性格とその組織形態

1) 学生支援イシューの特性

学生支援の活動とその組織的裏付けとしての学生支援組織の生成は、そもそもの流れとしては、多種多様な学生支援ニーズや学生の多様な実態に対応して、キャリアセンター、保健管理センター、学生相談室、留学生センター、学習支援センター等の、個別の学生支援のためのセンター組織等が数多く設置されるようになったことで、その相貌が形成されてきた。

また、学生支援のそれぞれの領域はスペシフィックなイシューであって、そもそもの学生支援ニーズ間相互には、文脈的なつながりが濃くはない。それゆえ、学生支援のための組織は、一般的には、それぞれの領域に固有の専門的知見や専門家のスキル、あるいは特定の事業等を背景とする形で、それぞれが独立的に機能していくことが合理的といえる。つまり、スペシフィックなイシューに、スペシフィックな課題と方法があり、それが実行される組織が対応している形である。

実際、学生相談には心理学的な知見やカウンセリングの手法が欠かせないし、生活支援や経済的支援には、給付や貸与といった財政的裏付けとその知識・スキルが必要な場合もある。また、就職支援にはキャリア・カウンセリングの手法はもとより、産業界とのコミュニケーションや制度的繋がりが重要になってくる。障害学生支援にとって、医学、心理学、教育学といった関連諸科学の知見とノウハウがきわめて重要であることは論を俟たない。つまり、学生支援ニーズがそれぞれ独自の意義と方法論を有しているという状況に根本的な変化が生じているわけではない。

2) 多領域対応型組織への契機

しかしながら、一方で、学生支援活動が総合的に執り行われるような方向性に集約する流れが有力なものとなってきている。その大きな背景は、以下の3点にまとめられよう。

①利用者にとっての利便性という観点からのサービス体制の構築、即ち、ワンストップサービスの構築という方向性である。平成12年のいわゆる「広中レポート」においても、学生が相談窓口でたらい回しされることを防ぐため、学生のあらゆる相談に応じる全学的な「何でも相談窓口」の設立が提唱されている。利用者の立場に立ってみれば、学生支援の課題領域ごとの専門的な原理による制度デザインは、利用者＝被支援者にとってのユーティリティが考慮されていない。また、実際に、経済的な困難さと修学上の困難さがリンクするなど、単一の課題領域だけでは解決できないケースが出てきている。

②学士課程の4年間を通した学生の成長・発達を中心軸とした、教育システムの構築という文脈から捉えられる必要がある。専門家の観点からはそれぞれが別個のテーマであったとしても、全的な存在としての個々の学生からすれば、学生生活のプロセスとして生起する一連の問題である。被支援者にとっての便宜性や成長・発達の観点から構想されるべ

きで、広い意味で学士課程教育の学習成果と関連づけられるべきであるとの考え方である。これは、学生支援をトータルな教育的コミットメントとして捉える考え方、つまり、学生支援の教育的側面に関わる問題である。

③総合的なサポートや学生情報の共有による、サポート内容の充実・現代化を志向する方向性である。修学上の問題が学生コミュニティの構築によって進展したり、初期的な相談事例がピア・サポートによって解決されたりするケースが出てきている。専門家による対処だけではなく、多面的な問題対応が試みられている。

また、大きな背景とは別に、組織合理性の重視、学内プレゼンスの強化といった、組織再編に関わる現実的な問題やそのモメンタムからの視点もありえよう。

6. 学生支援組織の総合化とその背景～組織論の観点から

今まで述べ来たように、学生支援の領域は多岐に亘っているが、その対応組織の在り方は、個別課題ごとに完結した組織形態とその総和といった姿から、近年の大学教育改革の文脈の中で、支援組織を総合化したり、教学改革の一環として整備されつつある傾向を看取できる。また、その名称として、「学生センター」「学生支援（総合）センター」「学生支援室」といったものも増えてきている。

また、愛媛大学教育・学生支援機構のように、学生支援機能を教育改善と並ぶ重要な柱として、統括的組織の基本的役割そのものに位置づけてしまったもの、あるいは、岩手大学大学教育総合センター学生生活支援部門のように、大学教育改善のためのセンター組織の一部門として位置づけたものなど、教育改善や教学改革の組織デザインの1パートとして位置づけられる例も見られる。

このような変化の背景としては、総合的なサポート体制やワンストップサービスの構築に加えて、支援機能の連携強化や組織統合による大学経営の合理化・効率化、学長のリーダーシップによる統合的・戦略的な大学改革の進展（とりわけ教育支援組織との連携）、学生能力開発の重要性への認識等が考えられるが、アウトカム重視という大学教育改革という基調の中で、学生支援機能の充実・発展は、その機能面のみならず、組織的な提供形態と大学教育改革全体のデザインという観点からの理解も重要になってきている。

どのような組織形態とマネジメントが各大学にとって適合的であるのか、また、組織中のシステム管理など、学生支援組織の開発手法も今後は必要になるものと思われる。また、喫緊の課題としては、学生支援を支える人材、即ち、教育支援職員の研修の在り方の具体的検討等が重要になってくるであろう。

【参考文献】

- ・独立行政法人日本学生支援機構「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」、平成21年
- ・大学における学生生活の充実に関する調査研究会「大学における学生生活の充実方策について（報告）－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」平成12年6月
- ・独立行政法人日本学生支援機構「大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－」平成19年3月
- ・日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会編『学生相談ハンドブック』2010年2月20日、学苑社

学生相談の現状と課題

全国調査データの比較と訪問調査を中心に

北里大学 小島 佐恵子

1 はじめに

近年、学生相談については、2つの主なレポートによって望ましいあり方が確認されている。一つは、2000年に文部省（当時）の「大学における学生生活の充実に関する調査研究協力者会議」から出された報告「大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」である。（山口大学学長であった廣中平祐氏が座長を務めたことから「廣中レポート」と呼ばれている。以下「廣中レポート」とする）。このレポートの骨子は、「教員中心の大学から学生中心の大学へ」および「正課外教育の積極的な捉えなおし」の視点の転換である。そのうえで、学生相談については「カウンセリング等の充実」、就職指導については「就職指導部門の体制強化」と併せて「キャリア教育の充実」という改善方策を提案した。この考え方の基盤は、戦後米国から日本にもたらされたSPS（Student Personnel Services：厚生補導と訳されることが多い）の概念にあり、その概念の基本である「学生中心」の考え方が50年後に再生することとなった。これによって、学生相談体制と就職支援体制の整備が、日本の大学教育の一環としての学生支援において重要な課題であるという再認識を促したと言われている。

もう一つは、2007年に独立行政法人日本学生支援機構より出された「大学における学生相談体制の充実方策について－『総合的な学生支援』と『専門的學生支援』の『連携・協働』－」という報告である（国際基督教大学教授の苫米地憲昭氏が座長を務めたことから「苫米地レポート」と呼ばれている。以下「苫米地レポート」とする）。ここでは、学生支援を大学教育の一環として捉えたいうで、学生が学生相談のみならず、学内の学生支援機能を有効活用できるよう、望ましい支援体制の包括的な在り方が提唱されている。学生支援を、学習指導、研究室運営、窓口業務等を通して行われる「日常的學生支援」（第1層）、クラス担任制度、アカデミック・アドバイザー、チュートリアル・システム等を通じて行われる「制度化された學生支援」（第2層）、学生相談機関、キャリアセンター、学習（修）支援センター、保健管理センター等を通じて行われる「専門的學生支援」（第3層）の3つに分け、それらの緩やかな「連携・協働」が学生支援を充実させるとした。この3層モデルによる総合的な学生支援体制については、「各大学の個性・特色を活かして整備することが望まれる」ということを前提とし、「各層の活動がより効果を発揮するために、教職員の立場に立った研修、情報交換及び提言、基礎となる研究等の機能が重要である」ともしている。この報告は全国の大学のカウンセラーを中心にまとめられたものであり、これにより、大学教育における学生支援、とくに学生相談の位置づけが2000年の廣中レポートよりも、より明確に詳細に提起された。

廣中レポートの後、国立大学では、保健管理センターから学生相談の再分化（東北大学、京都大学、名古屋大学など）がなされたり、「何でも相談窓口」の設置や、担任制、キャリアアドバイザーの配置等などがなされるようになったと言われているが、私立大学にはあ

まり影響がなかったという（山中 2006）。また、苫米地レポートが出された後、後述するとおり、学生支援部門の「総合センター化」（複数の学生支援機能・部門が一つのセンターとして集約される傾向）が増えており、体制としては3層モデルが可能になるような動きは出てきている。

以下では、こうした動きの中、個々の大学の学生相談がどのような現状にあるのか、そしてそれは学生支援全体やその他の領域のあり方とどのように関連しているのかを確認し、整理していく。その際、文部科学省および日本学生支援機構が実施した全国調査の動向と、個別大学への訪問調査大学の結果から、大学での学生支援全体における学生相談活動の最近の動向と課題に着目する。

2 全国調査結果から見た学生相談の動向

全国の大学における学生相談の現状を量的にとらえるために、全国調査の結果を時系列的に比較したい。ここでは、日本学生支援機構からデータの提供を受けたものを使用するⁱ。具体的には、文部科学省（当時：文部省。以下同じ）が「大学における学生生活の充実に関する調査研究会」の検討のために実施した全国調査の結果のデータ（平成11年度）と日本学生支援機構の全国調査の結果のデータ（17年度、20年度）であるⁱⁱ。大学の設置形態別に時系列で比較し、近年の変化の把握を試みる。

1) 日本学生支援機構による「学生支援の取り組み状況に関する調査」結果

(1) 学生からの相談への対応

学生からの相談への対応については、平成20年度の調査でのみ尋ねている。「保健管理センターや保健室で対応しているか」、「それ以外の学生相談組織で対応しているか」、「その他」であるかの3択である。大学全体では、51.1%が「保健管理センターや保健室以外の組織で対応している」という結果が出ており、個別に見てみると、国立54.9%、公立28.6%、私立53.5%が、学生の相談に対応する独自の組織（学生相談組織）で対応しているという結果であった。この数値は次項のカウンセラーの配置率と比べると非常に低く見えるが、全体の3割を占めている「その他」の回答の中には、「保健室と学生相談室の双方で対応している」という回答が多く見られたため、学生からの相談への対応は、何かしらの組織があり、しかも複数の場所で対応されている場合があることを把握しておく必要がある。「その他」に含まれる回答には、「教員（クラス担任、アドバイザーなど）」や「委員会」で対応したり、「職員（教務部）」が窓口で対応するなど、組織化されていないが、制度としては確立されているところも見受けられた。

これらを考慮すると、学生の相談に対する対応は、国立・私立大学では、保健管理センターや保健室以外の場所で行われている場合が多く、公立大学では、どちらかといえは保健管理センターや保健室で行われている場合が多いといえる。

(2) カウンセラー（非常勤を含む）の配置状況

文部科学省と日本学生支援機構の全国大学等の実態調査によれば、カウンセラーの配置状況は、約10年間の間に全体的に整備されてきたといえる。平成11年度、17年度、20年度の順に見ていくと、国立（69.4%→84.6%→96.3%）、公立（60.0%→65.1%

→90.0%)、私立(58.7%→78.4%→88.7%)となっている。全体では、60.6%→77.8%→90.0%と、カウンセラーの配置率は、約10年間でいずれの形態の大学でも約30%の増加が見られる。非常勤も含むとカウンセラーの配置はおよそ9割の大学で実現できている。

しかし、非常勤カウンセラーだけで運営している大学と、常勤カウンセラーがいる大学では、カウンセラーの配置がなされているとはいえ、実態が大きく異なると考えられる。そこで、上記で回答を得た大学のうち、常勤カウンセラーの配置がなされている大学の割合の変化を見てみると、国立(28.6%→48.7%→62.0%)、公立(8.3%→15.9%→21.0%)、私立(18.9%→37.9%→48.2%)であり、全体では、19.5%→37.1%→47.2%である。約10年前には、国立3割弱、公立1割弱、私立2割弱しか配置されていなかった常勤カウンセラーが、約10年でいずれも2倍以上は配置されるようにはなったことがわかる。全国的にカウンセラー配置は増加したが、非常勤カウンセラーのみで対応している大学もまだ多く、その配置状況については設置形態で差があるといえる。

(3) 学生相談の件数や内容の変化

それでは、学生相談の件数や内容についてはどのような変化があったのだろうか。平成17年度・20年度のデータで比較をする(平成11年度はなし)。結論からいえば、いずれの場合も、どの設置形態の大学においても、6割以上増加していると回答している。

平成17年度のデータでは、5年前を比較して相談件数の状況を尋ねているが、国立69.9%、公立65.5%、私立64.7%で増加しているという回答があった。減少しているという回答は、わずか1-2%程度しかなかった。平成20年度のデータでも、やはり全体的の64.5%の大学が、相談件数が増加していると回答していた。とくに増加していると回答した割合が高いのは国立大学で、78.0%であった。公立大学、私立大学では、それぞれ60.0%、63.1%と、公立大学がやや減少したものの、平成17年度とほぼ変わりがなかった。全体的に増加している傾向は変わらないが、その理由として、カウンセラーの配置状況で確認したとおり、カウンセラーの配置がなされるようになって、相談体制が整い、受け入れられる相談件数が増加したという見方も一つには可能であろう。それだけ潜在的な需要があったということにもなる。

そこで、どのような内容のものが増加したのかということについても、確認しておきたい。平成17年度と20年度を比較すると、もっとも相談内容が多かったのは、「対人関係」に関することであり、次に「精神障害」、「心理・性格」、「修学上の問題」、「進路・就職」、「発達障害」、「経済的問題」と続いている。内容全般に関して、平成20年度の方が増加したと回答している大学が多かったが、中でも10ポイント以上の増加があった「対人関係」(57.8%→79.3%)、「修学上の問題」(21.4%→42.5%)、「進路・就職」(18.6%→29.9%)の変化は著しく、どの大学においてもこれらの問題がもっとも重要な課題となっていることが推察できる。

(4) 今後の課題

また、今後の課題については、全体的に同じような傾向がある(平成20年度データのみ)。「学生相談に関する今後の課題のうち、特に必要性が高いと考える事項」につい

て、高いものから順に挙げると、「悩みを抱えながら相談に来ない学生への対応」（国立 81.7%、公立 67.1%、私立 69.1%）「相談員と教職員との連携・協働」（国立 54.9%、公立 50.0%、私立 49.3%）「学生相談体制・環境整備」（国立 48.8%、公立 55.7%、私立 48.2%）と続いている。しかし、これらの項目の中でも「大学単独では実施が困難と考える事項」については大学ごとにばらついており、大学によって連携が必要な課題が異なることが推察された。なお、「学生からの意見聴取・学生の生活実態調査」を実施している大学は、設置形態を問わずいずれも 9 割であり、ほぼ全ての大学でそうした実態把握をしようと努めていることがわかる。その手段については、9 割が「学生へのアンケート」によるものであった。国立大学では「メールボックス、意見箱等への投書等」も 6 割程度あるが、いずれも学生の自主的な回答、投稿によるものである。大部分のニーズはこれでカバーできると考えるが、課題としてもっとも多く挙げられている「悩みを抱えながら相談に来ない学生への対応」には対応しにくい。こうした問題に対処するには、現状では（可能であれば）教務データ（出欠席や履修状況等）からの問題の早期発見が有効な手段と考えられ、それに基づいた「学生との面談や話し合い」（現在は 4・5 割程度の実施）をより進めていくことが効果的であると考えられる。

3 個別事例から見た学生相談の現状と課題

1) 個別大学訪問調査の概要

全国的な傾向をふまえたうえで、量的調査には見えてこない、あるいは表れにくい現状と課題を探るため、5 つの大学の学生相談室への訪問調査を行った。本節ではその結果と考察をまとめる。

学生相談活動には、大学の規模や学部構成、宗教の有無、学生相談機関の学内での位置づけ等の差異などが影響するという（鈴木 2004）。このことをふまえ、タイプの異なる大学を訪問した。訪問した大学は、2007 年の苦米地レポートに紹介されていた大学のうち 2 校を、その他、学生相談機関が組織的に整備され、比較的来談率の高いと考えられる中規模大学を 3 校訪問した。インタビュー対応者は、カウンセラー 7 名、職員 1 名の計 8 名であり、学生相談の現状と課題について、1) 組織・制度の現状や変化、2) 相談件数・内容の変化、インタビューを行った。

表 1 訪問調査大学の概要

大学	設置形態	分野 (文系・理系)	学部学生数 (院生数)	学生相談機関 保健管理センター構成員数 (カウンセラー数) 他
A 大学	私立	文・理	約 3,000 名 (約 200 名)	8 名 (常勤 2 名、非常勤 3 名)、精神科医 1 名、受付・事務パート 2 名
B 大学	私立	文・理	約 20,000 名 (約 1,500 名)	9 名 (常勤 2 名、非常勤 6 名)、担当職員 (インテーカー) 3 名、嘱託精神科医 2 名
C 大学	国立	理	約 5,000 名 (約 1,500 名)	18 名 (常勤 2 名、非常勤 6 名)、医師 5 名、看護師 3 名、保健師 1 名、薬剤師 1 名
D 大学	私立	文・理	約 8,000 名 (約 500 名)	3 名 (常勤 3 名。いずれも嘱託職員)
E 大学	私立	理	約 7,500 名 (約 800 名)	5 名 (常勤 2 名、非常勤 3 名)

注：いずれも 2010 年 3 月現在

2) 結果と考察

訪問調査の結果から、次のような変化を読み取ることができた。以下、組織・制度の現状や変化、相談内容や件数の変化、現在の課題の 3 点に分けて整理する。

(1) 組織・制度の現状や変化

組織・制度の現状や変化については、名称はそれぞれの大学によって異なるが、大学の設置形態や分野にかかわらず、学生相談機関を含めた学生支援に関する総合的なセンターが設立されてきているという傾向が見られた。A 大学では、学習支援や学生相談など、学生が利用する各種機関が入る新しい建物を建設中である(2010 年 2 月現在)。C 大学では、2006 年にセンターが創設された。これは、物理的な統合を伴わない、理念上の組織ではあるが、学習支援や健康支援、キャリア支援、キャンパスライフ支援等の多様な分野から構成されている。また、D 大学でも 2010 年 4 月より教務部、学生部、学生相談室がセンターとして統合され、新しい建物に移動している。

今回訪問した大学の中には、このようないわゆる「センター化」を伴わずとも、学内他部署との連携がすでに形成されており、うまく機能してきた例もあるが、前節の全国の調査結果の「今後の課題」として示されている例からもわかるとおり、多くの大学ではこれまで十分に連携が機能してこなかったと考えられる。今回は断片的ではあるが、このような「学生支援の総合センター化」という現象によって、学生相談と関連他部署や他部門とのつながりが組織的に明確化されつつあることが確認できた。こうした傾向は齋藤(2010 p.18)にも「学生相談・学生支援に係る新しい形態のセンターを作る動きが生じて

いること」として指摘されているとおり、全国的に進みつつある傾向であり、学生相談はセンターの中に含まれていることが多い。2000年の廣中レポートにも強調された「学生相談機関と学内外の諸機関との連携強化」が具体化の例とも言えるだろう。今後は、このような変化がもたらす学生相談の理念やモデル^{iv}への影響や効果について、注視していく必要がある。

(2) 相談件数や内容の傾向

前節でも確認したとおり、相談者は年々どの大学においても増加していた（とくにC大学では、相談件数が10年間で2倍以上の増加が見られた）。また、相談内容では、大学によって分類が異なるが、心身健康や精神衛生、精神症状、対人関係、進路修学に関する内容が多かった。学年では、キャンパスが分散されている大学もあり、一概には言えないが、多くの大学で比較的1年生の利用率が高かった（ただし、C大学では学部1年生と大学院生の利用率が高かった）。大学における学生相談の平均的な来談率が4%前後と言われているが、A大学だけは突出して年間平均10%の来談率であった。学生1,500名あたりカウンセラー1名が配置されている、苫米地レポートで示すところの「理想的な」環境であるのに加え、履修相談も充実しており、大学として比較的相談する文化が根付いているという背景もあった。そのことは面接回数が1-3回の相談が多いことも裏付けている（2008年度45%）。今回訪問調査した大学でも、多くの大学で年度当初に大学に不慣れな1年生が訪れ、短い相談で済むような軽いケースも多いことがわかったが、一方で1回の面談では終わらないケースも増加しているという意見も複数あった。たとえばB大学では、1回の来談では終わらないケースが6割程度あるという。個別大学での例を越え、学生相談全体で増加していると考えられる近年の深刻なケースとしては、ひきこもりやいのちに関わる問題（自殺未遂等）、事件につながる問題（暴力、犯罪、ストーカー等）の3種に集約されるという（齋藤 2008）。そして、これらは現代社会や学校教育の問題の縮図であるという。こうした問題については、個別大学での相談活動というよりもそれを越え、社会全体で対応すべきケースであると言える。

また、今回訪問した全ての大学で、本人による自発的な来談が中心ではあるが、周囲（保護者や教職員）からの学生の対応に対する相談（コンサルテーション）が増えているという傾向も見られた。

大学院への進学率も高いC大学では、学内の人間関係が密になる大学院生からの相談も増えているという。対人関係に関するものも多いが、学部生同様、社会情勢を反映して、進路・就職に関する悩みが多いという。就職に関しては、多くの大学でキャリアセンター等の専門的な組織があるが、対人不安が強い場合など、また学生相談の機関でなければ相談が続けられない場合もあるという（D大学）。今回訪問した範囲では、際立って全国的な相談件数や内容の動向と大きく異なる点は見られなかった。言い換えれば、大学による個別の課題というよりも、学生相談全体の課題として共通しているものが多いということが指摘できる。

(3) 現在の課題

目下の課題としてあげられた項目は、①カウンセラーの身分・待遇に関するもの、②学

生相談の組織体制、学内他部署との連携・協働とそのバランスに関するもの、③学生相談活動に関するもの、④学生相談と他の学生支援領域の関係（学生支援全体）に関するものなど4項目であった。

①には、これまでも廣中レポートや、苫米地レポートで指摘されてきた点が多く含まれる。代表的なものには、カウンセラーの身分や待遇に関するものである。今回訪問したC大学、E大学ではカウンセラーは教員の身分であったが、A大学、B大学ではカウンセラーという独自の専門職の身分、D大学では嘱託職員という身分であった。たとえば嘱託職員で単年度契約であると、身分が不安定であるばかりでなく、学内各部署との関わり方（会議等）も教職員とは異なってくる。一方で、教員身分であることが望ましいが、他の教員と評価基準を同じにすることについては厳しい点もあるという意見もあった。なぜなら、教員の場合、活動が教育・研究・管理運営・社会貢献といった内容に分類されるが、カウンセラーの場合、教育・研究よりも、相談活動に圧倒的に多くの時間を割くことになるという点ですでに相違が生じている。業務の内容やバランスの違いをどうとらえるかということも問題になる。

また、常勤カウンセラーの増員という意見もあった。これも同様に以前から指摘されてきたことである。前節で示した全国調査結果では、非常勤カウンセラーのみの大学もまだ存在している。今回訪問した大学でも、多くの大学が非常勤カウンセラーを雇用していた。しかしそれは、業務の多忙化と予算の両方を考慮した上での結果である。それに加え、窓口担当者の強化という課題も出された。今回訪問した大学の中では、B大学のみ、カウンセラー以外に専門的な研修を受けた職員が配置されており、受付や初回の面接を担当してカウンセラーへの引き継ぎをしてくれるインターカーの役割を果たしていた。

先述した「学生支援の総合センター化」という現象に象徴されるように、他部署との連携や協働が重要になりつつある今、大学という組織全体としての学生支援や対応が求められていると考えられる。相談の継続性という点からもカウンセラーが常勤であることが望ましいが、他部署との連携や協働という点からも常勤であることが望ましい。そして、そのような総合センターが機能するには、学生に適切な支援がいきわたるよう、各部署をつなぐ適切な窓口担当者があることが望ましく、今後のあり方に直接つながる課題であると言える。

次に、②については、苫米地レポートで示されたところの3層モデルの実質化が、多くの大学で課題とされていた。実際に総合センター化が進捗しつつある大学でも、3層モデルの実質化、他部署との連携や協働の強化は今後の課題として挙げられており、とくに、そうした連携の全体を見守ることができるキーパーソンの存在が確保できるかどうかが大いという興味深い指摘もあった（C大学）。B大学では、教学データ（出席状況、履修状況等）から学生の現状が把握可能になるという点から、早期発見や予防の意味も込めて具体的に教務との連携の強化を進めたいという意見もあった。

一方で、D大学では連携・協働を進めるなかで、学生相談の独立性の保持にも配慮し、そのバランスをうまくとりたいという意見もあった。組織的位置づけについては、E大学で課題とされていた。その他の大学では学生相談の運営に関する会議体をもっていたが、E大学では協議・決定の場を持っておらず、代替する会議体での報告等はするものの、独立した場はないという。今回訪問した大学の中でも、独自の会議体を持っていても、協議

の場というよりは、学内での情報共有の場として位置づけられていることが多かったが、連携や協働を進めていくに際しては、そうした場の確保が大きな意味を持つと考えられる。

③については、目標設定の困難さ（D 大学）や、活動を評価するモデルの模索（C 大学）という点が指摘された。学生相談では、卒業が一つの目処（目標）とも考えられるが、本人の状態が重く、それを目標とすると決めていいのかどうか困難に感じる場合もあるという。卒業後の生活には基本的に関与しない学生相談では、卒業後の学生の長い人生を視野に入れると現状を不安に思うこともあるが、では限られた在籍時にどこを目標にして支援をすべきか、必ずしも明確にならないこともあるという。また、そうしたことが「評価モデルの模索」にも影響している点である。昨今の認証評価だけでなく、国立大学法人評価や各大学での自己点検評価活動を通じて、浮かび上がってきている問題でもある。そうした問題について、吉武（2010）は、学生相談機関の機関評価は、達成度を測る「総括的評価」ではなく、プロセスにおける改善の努力を促し奨励する「形成的評価」として行われるべきものであると指摘し、近年の独自の事例として名古屋大学や東北大学の例を挙げている。こうした動きとともに、外部評価のあり方と、機関評価の評価基準の作成についても指摘しているが、それに加え、これらをどのような関係として位置付け、捉えるのが望ましいのか、評価モデルの作成も焦眉の課題であると言える。

また、相談件数や内容のところでも、大学間で共通した部分が多いことがわかった。こうしたことや、カウンセラーの身分・待遇のことも含め、学生相談の質の保証のために、大学間で共通した学生相談に関する最低限の指針を確立させたいという意見もあった。

最後に、④について、他の領域との関連については、発達障害や奨学金との関連が挙げられた。岩田（2010 p.81）が指摘するように、大学が発達障害のある学生を把握するのは、入学前に診断を受け、あらかじめ支援の申し出がある場合以外、多くが学生相談室での面談においてである。発達障害者支援法（2005）に「大学及び高等専門学校は、発達障害者の生涯の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と成文化されたことで、発達障害という名称の認知と理解は少しずつ進みつつあるが、具体的な相談や支援にはまだつながりにくいという。そうした点からも学生相談と学内各部署との連携、情報共有が必要である。また、発達障害とはいえないが、以前の学生相談では考えにくかった学力の問題での相談が最近は増えつつあるという（D 大学）。学習でのつまづきをきっかけにその他の心理的な問題の相談へつながるきっかけというよりは、学習でのつまづきが主訴となるという例である。たとえば、D 大学では学習支援は図書館を中心に行っているというが、学生相談室でも可能な範囲で相談に応じている。学業不振から見えた心理的な問題の発見やその予防という意味での教務部との連携だけでなく、学習支援そのものと学生相談の連携・協働も課題となりつつあるといえる。

さらに、奨学金との関連もある。病気が原因で奨学金の適格認定に外れ、奨学金が切れてしまい、修学を継続したくてもそれが困難になってしまった場合などについて、どのように支援したらよいか、学生相談だけでは限界があると感じたという例などもあった。本当に必要な学生への支援が行きとどくよう、学生相談と他の学生支援領域の連携・協働はもちろん、実際の対応も検討する必要がある。

また、学生支援全体に通じることともいえるが、学生支援活動を学生自身がより有効活用できるようになることという点も挙げられた。学生相談に関して言えば、全国調査の結

果にも示されているとおり、「問題を抱えながら来談しない学生」に対して手を焼いている大学が多い。必要な学生に必要な支援が行きとどいていない典型的な例である。学生相談については、相談そのものへの理解などを含め、幼少期のメンタルヘルス教育を行うことが必要だと感じているという意見が出た（D 大学）。困ったときに何をどう利用すればいいのか、それに対する心理的な抵抗をどう減らすかということが重要であるという指摘もあった。

4 まとめに代えて

本稿においては、主に二点のことを行った。第一に、日本学生支援機構の全国調査からマクロ的な視点からの動向の把握と、第二に、個別大学訪問調査によるミクロ的な動向の把握である。

前者について、学生からの相談への対応は、保健室や保健管理センター以外の独自の組織や体制（学生相談室等）で行われる傾向が高くなりつつあり、その両者で対応している回答も少なからず見られた。大学における学生相談の組織的な対応は整備されつつあると言える。また、カウンセラー配置については、非常勤も含めると約 10 年間で 6 割から 9 割への配置が進んだ。常勤カウンセラーの配置に限定すると、約 2 割から約 5 割弱ではあるが、約 2 倍に増加した。このことから、人員配置においても、全国的には、10 年前よりは体制が整いつつあることがうかがえる。また、相談件数の変化については、全国的に 6 割の大学において、相談件数が増加しているという回答が見られた。その背景としては、先にも述べたとおり、整備の進行に伴って、相談件数が増加している、また学生数の増加によっても相談件数が増加していることが考えられる。内容については、「対人関係」を筆頭に、「精神障害」、「心理・性格」、「修学上の問題」、「進路・就職」、「発達障害」、「経済的問題」と続いていたが、増加率が著しかった「対人関係」、「修学上の問題」、「進路・就職」は、どの大学においても課題としてあげられる点であることがわかった。そして、今後の課題としては、「悩みを抱えながら相談に来ない学生への対応」、「相談員と教職員との連携・協働」、「学生相談体制・環境整備」が多く挙げられていたが、先述のとおり、とくに把握しにくい学生の実態については、アンケート調査以外の工夫が必要である。

後者について、①組織や制度の現状としては、齋藤（2010 p.10）にも述べられているように、「センター化」の傾向が多く大学の大学で確認された。2007 年の苫米地レポート等の直接的な影響は明確に認められないにしても、「センター化」に伴い、緩やかな連携体制は構築されつつあるといえる。

②相談内容や件数の傾向と変化としては、いずれも全国調査の動向と変わらず増加傾向にあることが確認された。ただし、その広がり（新入生の一時的な不安によるもの、就職支援や学習支援とつながり）、深刻化（引きこもり、自殺、犯罪につながるケース、同じ学生の面接回数の増加）の両局面があることも明らかになった。

③現在の課題としては、カウンセラーの身分や人員配置等、以前からある根本的な問題に加え、新たに早期問題発見に向けた教学部門との連携、連携や協働の全体を見渡すことができるキーパーソンの確保、学生の卒業後の人生を見据えた支援の在り方の模索、学生相談の目標設定など、多様な課題が提起された。

これらのことからわかることは、学生相談で扱われる内容が広がり、相談件数が増加し

たこと、それに加え、2007年の苦米地レポートで指し示すところの「専門的學生支援」にあたる学生相談、キャリアセンター、学習支援、保健管理センターそれぞれの活動にまたがるような複雑な相談内容が増加しているということである。一言でいえば、相談内容の「広範化」と「複雑化」が進行しているといえる。そして、それを解決するためのシステムの充実が現実的には追いついておらず、それをどう進め、補強していくかということが最大の課題だといえるだろう。

【謝辞】 インタビュー調査にご協力してくださった各大学のカウンセラー、職員の皆様に心より感謝申し上げます。

【付記】 本稿における誤謬の責任は執筆担当者にある。

参考文献

- 独立行政法人日本学生支援機構（2006）『大学等における学生生活支援の実態調査』。
- 独立行政法人日本学生支援機構（2007）『大学における学生相談体制の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生支援」の「連携・協働」』。
- 独立行政法人日本学生支援機構（2009）『大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査』。
- 岩田淳子（2010）「第4章相談内容に応じた援助 5. 生涯や病理をもつ学生の相談」日本学生相談学会 50周年記念誌編集委員会[編]『学生相談ハンドブック』学苑社 pp.80-83.
- 文部科学省学生支援課（2006）『大学における学生支援の取組状況について』。
- 文部省高等教育局・大学における学生生活の充実に関する調査研究会 2000『大学における学生生活の充実方策について—学生の立場に立った大学づくりを目指して—（報告）』。
- 齋藤憲司（1999）「学生相談の専門性を定置する視点—理念研究の概観と4つの大学における経験から—」『学生相談研究』23(1) pp.1-22.
- 齋藤憲司（2008）「III 教育のコミュニティとネットワークづくり」中釜陽子、高田治、齋藤憲司著『心理援助のネットワークづくり<関係系>の心理臨床』東京大学出版会 pp.157-246.
- 齋藤憲司（2010）「第1章 学生相談の理念と歴史」日本学生相談学会 50周年記念誌編集委員会[編]『学生相談ハンドブック』学苑社 pp.10-29.
- 鈴木菜緒子（2004）「二大学の学生相談室運営に関する比較検討—大学の特色に合わせた学生相談室運営の可能性を探る—」『山梨英和大学カウンセリング・センター紀要創刊号』 pp.26-35.
- 山中淑江（2006）「2005年度の学生相談界の動向」『学生相談研究』27(1) pp.61-70.
- 吉武清實（2010）「第13章システムの整備 4. 運営、提案と協働、評価」日本学生相談学会 50周年記念誌編集委員会[編]『学生相談ハンドブック』学苑社 pp.245-248.

i 平成11年のデータは、調査依頼校 621校、回答校数 603校、回収率 97.1%。平成17年度のデータは、調査依頼校 716校、回答校数 640、回収率 89.4%。平成20年度のデータは、調査依頼校 759校、回答校数 696、回収率 91.7%である。（いずれも四年制大学のみ）

ii 学生相談に関する非常に詳細な調査は、日本学生相談学会が1997年から3年ごとに全

国の大学・短期大学・高等専門学校を対象に調査を実施している。調査の時期はすべての学校に対して6年に1回と、存在がわかっている学生相談機関に対して3年に1回実施している。ここでは紙幅の都合から、おおよその傾向について時系列的な比較を行うにとどめ、文部科学省と日本学生支援機構のデータのみを使用する。

iii たとえばB大学では、総合的なセンターにはしていないが、学生相談は学生部の中に位置づけられており、各部署をつなぐ会議が形成されている。また、学生相談を中心に、正課内外を含め、総合的な学生支援体制が評価され、GPにも採択されている。GPに採択されたことで、学外的な評価も然ることながら、学内での認知が高まり、存在意義をアピールできたという。

iv たとえば、学生相談モデルの例としては、齋藤（1999）がある。これは、「厚生補導」モデル、「大学教育」モデル、「心理臨床」モデルという3種の重なりと広がりによって学生相談が成立するというものである。